解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月十二日開催の解散総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

神奈川県小田原市羽根尾四六一番地三

清算法人小田原市羽根尾土地改良区

代表清算人　石塚　正雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

新潟市中央区女池上山二丁目一七番一四号

女池上山土地区画整理組合

代表清算人　大坂　正人

配当公告

富山県富山市五福一三三八番地一五

破産者　井上　登博

右の者に対する富山地方裁判所平成二十六年(フ)第一七四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六五、九九八、三三五円

一、配当することのできる金額

金一五、三四七、四五〇円

平成二十八年四月二十一日

富山市磯部町二丁目三番二六号

破産管財人　栗本　正貴

配当公告

富山県富山市五福末広町一二七九番地の六

破産者　富建設株式会社

右の者に対する富山地方裁判所平成二十六年(フ)第一七三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇四、四二八、三〇六円

一、配当することのできる金額

金二五、一九六、四七七円

平成二十八年四月二十一日

富山市磯部町二丁目三番二六号

破産管財人　栗本　正貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北六条西二五丁目三番、最後の住所札幌市中央区北六条西二五丁目三番三五―四〇八号

被相続人　亡　田村　郁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

札幌市中央区南一条西五丁目一九番地一郵政福祉札幌第一ビル五階成田教子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武野純一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市魚町一丁目一〇番地、最後の住所宮城県気仙沼市柏崎四番二二号

被相続人　亡　武山　敬五

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

宮城県気仙沼市赤岩老松四一番地二弁護士法人東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　忠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市大字安良川八一〇番地八、最後の住所茨城県高萩市大字安良川八一〇番地の八

被相続人　亡　下山田三紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号

相続財産管理人　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県安中市安中一七七四番地二、最後の住所群馬県高崎市乗附町一五三九番地五

被相続人　亡　多胡　茂美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

田中善信法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市須玉町大豆生田五五五番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区大字太田窪二二三六番地一六

被相続人　亡　清水　秀則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

埼玉県さいたま市浦和区東仲町二五番二号〇２ビル六階

相続財産管理人　弁護士　権田陸奥雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県小千谷市片貝町五八四〇番地三、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　高野　吉則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

新潟県長岡市三和三丁目六番地一三金子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町宿チ二五四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　原　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

石川県金沢市尾張町一丁目七番一号　山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市幸町六八番地一、最後の住所金沢市大桑町カ三二九番地一

被相続人　亡　南保　國雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

石川県金沢市北安江三丁目一三番一六号

土本ビル一〇一　路法務司法書士事務所

相続財産管理人　金氏　克弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市飯田二丁目一七番地、最後の住所山梨県甲府市飯田二丁目二一番九号

被相続人　亡　横山　豊作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

事務所山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴田　和雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県西八代郡市川三郷町市川大門一〇七番地、最後の住所山梨県甲府市太田町一〇番三号

被相続人　亡　遠藤キミヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月二十一日

山梨県甲府市相生一丁目一番五号甲府西川ビル埴原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　埴原　一也